



経済研究会、永田クラブ、国土交通記者会へ資料配布

平成 27 年 12 月 15 日（火）
内閣府民間資金等活用事業推進室

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針について

12 月 15 日（火）、総理を会長とする PFI 推進会議において、公共施設等の整備等に PPP/PFI の積極的な活用を図るため、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を決定しました。

【概要】

厳しい財政状況下で経済成長を実現するためには、民間の資金や創意工夫を取り入れた PPP/PFI の推進が必要です。

本指針は、骨太方針 2015 に基づき、国や人口 20 万人以上の地方公共団体等が、公共施設等の整備等に当たり PPP/PFI の活用を優先的に検討する仕組みを構築する際の指針を定めるものです。

これにより、コンセッション事業を始めとする PPP/PFI の積極的な活用を推進しようとするものです。

（参考）本指針において定めている主な事項

- ・ 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
- ・ 客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること
- ・ 評価の結果、PPP/PFI 手法導入に適しないとした場合、その評価内容を公表すること

【参考】

- ・ PPP/PFI の事業規模目標（PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン）
： 10～12 兆円（平成 25～34 年の 10 年間）
- ・ PFI の実績（事業規模）
： 489 件/45,015 億円（平成 26 年度末）
- ・ 主要施設の建設工事のうち指針において基準となる 10 億円以上の工事件数
： 470 件（平成 26 年度）

<本件問合せ先>

内閣府 民間資金等活用事業推進室

野村、山川

tel 03-6257-1653

fax 03-3581-9682

※ 本件については、経済研究会、永田クラブ、国土交通記者会に連絡しております。

中央合同庁舎第 8 号館 所在地：千代田区永田町 1-6-1